

株式取扱規程

第1章 総 則

第1条（目的）

当会社の株式に関する取扱いについては、定款第11条の規定に基づき本規程によるほか、法令ならびに株式会社証券保管振替機構がその振替業に関し定めた規則および振替業の業務処理の方法および口座管理機関の定め（以下「機構等の規則等」という）による。

第2条（株主名簿管理人）

当会社の株主名簿管理人および同事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社証券代行部

第2章 株主の権利の行使方法等

第3条（少数株主権等の行使方法）

法令の定めによる少数株主権等の行使は、当会社の定める書式により当会社に対して、書面をもって行わなければならない。この場合、当会社は、株主に対して、個別株主通知の申出を受付けた口座管理機関の発行する受付票および本人確認書類の提出を求めることができる。

第4条（株主提案議案の株主総会参考書類記載）

株主総会の議案が、株主の提出によるものである場合、議案提案の理由および議案が役員等選任議案の場合の候補者に関する事項を株主総会参考書類に記載する場合、その字数が400字を超えるときには、概要を記載することができる。

第5条（代理人による請求等）

1. 本規程による請求、通知または届出を代理人によって行うときは、代理権を証明する書面を提出するものとする。
2. 本規程による請求、通知または届出を行うに際し、保佐人または補助人の同意を必要とするときは、同意を証明する書面を提出するものとする。

第6条（証明書類または保証人）

本規程による請求、通知または届出その他当会社において必要と認めるときは、証明

書類の提出または保証人の保証を求めることができる。

第3章 届出事項

第7条（常任代理人または仮住所）

1. 株主が常任代理人または株主に対する通知を受けるべき仮住所を定めるときは、当会社に対し、口座管理機関を通じてその旨を届け出なければならない。
2. 株主の住所が外国にあるときは、前項による届出を行わなければならない。
3. 第1項による常任代理人または株主に対する通知を受けるべき仮住所に変更があった時は速やかにその旨を届け出なければならない。

第4章 単元未満株式の買取請求の取扱い

第8条（請求の方式）

1. 単元未満株式の買取を請求するときは、機構等の規則等に定められた方法により口座管理機関を経由して行う。
2. 前項の請求の効力は、請求書（請求事項を記録した電磁的記録を含む。）が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に提出された時に生ずる。

第9条（1株当たりの買取価格）

1. 前条による買取請求の効力発生の日（以下「買取請求日」という。）の株式会社東京証券取引所の開設する市場（以下「東京市場」という。）における最終価格（以下「終値」という。）をもって、1株当たりの買取価格とする。
2. 買取請求日に、東京市場において売買取引がないときは、その翌日の東京市場における最初にされた売買取引の成立価格（以下「始値」という。）とし、売買取引がないときは、その翌日以降同様とする。

第10条（買取代金の支払）

1. 単元未満株式の買取請求による買取代金は、その請求に係る株式数に、前条により決定した1株当たりの買取価格を乗じた額とする。
2. 買取代金から第12条に定める買取手数料を控除した残額は、前条による買取価格決定の日から遅滞なく買取請求者に支払う。
3. 買取請求者は、買取代金について送金方法を指定しまたは代理受領者を定めることができる。

第11条（買取株式の移転）

1. 買取請求に係る単元未満株式は、当会社が前条による買取代金を支払った日に当会社の口座への振替をする。
2. 前条第3項により、買取代金について送金方法が指定された請求に係る単元未満株式については、送金手続完了日をもって当会社の口座への振替をする。

第12条（買取手数料）

単元未満株式の買取手数料は、株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額とする。

第5章 単元未満株式の買増請求の取扱い

第13条（請求の方式）

1. 単元未満株式の買増しを請求するときは、機構等の規則等に定められた方法により口座管理機関を経由して行い、第16条に定める買増代金を支払う。
2. 前項の請求の効力は、請求書（請求事項を記録した電磁的記録を含む。）が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に提出された時に生ずる。ただし、第18条に定める場合はこの限りでない。

第14条（請求可能な期間）

1. 前条による単元未満株式の買増請求の取扱いは、権利確定のために設けられる基準日の10営業日前の日から当該基準日までの間は停止する。
2. 前項のほか、当会社が必要と認めるときは、買増請求の取扱停止期間を定めることができる。

第15条（1株当たりの買増価格）

1. 第13条による買増請求の効力発生日（以下「買増請求日」という。）の東京市場における終値をもって1株当たりの買増価格とする。
2. 買増請求日に、東京市場において売買取引がないときは、その翌日の始値とし、その翌日以降同様とする。

第16条（買増代金）

前条の1株当たりの買増価格に請求に係る買増株式数を乗じた金額および第19条に定める手数料の合計金額を買増代金という。

第17条（買増株式の移転）

買増請求に係る単元未満株式は、当社が前条による買増代金の受領を確認した日に買増請求者の口座への振替の申請をする。

第18条（買増請求の制限）

第13条の買増請求日に、当社がその請求により譲渡すべき株式を有しないときは、その請求に応じない。

第19条（買増手数料）

単元未満株式の買増手数料は、株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額とする。

附 則

第1条（規程の改廃）

本規程の改廃は、取締役会の決議による。

(別紙)

買取または買増手数料として別途定める金額

株式取扱規程第 12 条および第 19 条に定める金額は、以下の算式により 1 単元当たりの金額を算定し、これを請求に係る単元未満株式の数で按分した金額とする。

(算式) 第 9 条の 1 株当たりの買取価格または第 15 条の 1 株当たりの買増価格に 1 単元の株式数を乗じた合計額のうち

1 0 0 万円以下の金額につき 1 . 1 5 0 %

1 0 0 万円超 5 0 0 万円以下の金額につき 0 . 9 0 0 %

5 0 0 万円超 1 千万円以下の金額につき 0 . 7 0 0 %

1 千万円超 3 千万円以下の金額につき 0 . 5 7 5 %

3 千万円超 5 千万円以下の金額につき 0 . 3 7 5 %

(円位未満の端数を生じた場合には切り捨てる。)

ただし、1 単元当たり金額が 2, 5 0 0 円に満たない場合には、2, 5 0 0 円とする。

以上